

## 大洲市不妊治療費等助成事業のお知らせ

大洲市では、少子化対策の一環として、愛媛県のえひめ人口減少対策総合交付金を活用し、出産を望み不妊治療を検討している、又は不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療に係る費用について助成をしています。

○ 対象となる方は、全て治療開始時点で43歳未満の方です。

助成の種類と助成内容

事業名	助成内容	助成上限額/助成回数	申請期限
1. 大洲市 妊娠前検査費用 助成事業	過去に不妊治療を受けたことのない夫婦が、不妊治療を開始する前に夫婦で不妊症の診断のために受けた検査費用の一部を助成（保険診療の有無によらない）	上限3万円 1組の夫婦につき 1回に限り助成  ※夫婦ともに検査することが条件	夫婦のどちらか早い方の検査日から 1年以内
2-1. 大洲市 不妊治療費 助成事業 (一般不妊治療)	一般不妊治療 ・タイミング法 ・人工授精 ・卵管造影検査 ・卵管形成術 ・その他医師が該当すると認める治療及び検査に要する費用の一部を助成	上限5万円  <u>治療を受けた年度ごと</u> 、自己負担額の1/2を助成。	治療を受けた日の属する年度の翌年度の末日まで (3月31日)
2-2. 大洲市 不妊治療費 助成事業 (生殖補助医療)	保険診療として実施される生殖補助医療 ・体外受精 ・顕微授精 ・および男性不妊治療に要する費用の一部を助成	上限5万円 1回の生殖補助医療ごとに、自己負担額の1/2を助成 <助成回数> 40歳未満:6回 40~43歳未満:3回	1回の生殖補助医療が終了した日から1年以内
3. 大洲市 先進医療不妊治療費 助成事業	保険診療として実施される生殖補助医療と併用して行った先進医療に要する費用の一部を助成	上限5万円 1回の生殖補助医療につき、先進医療に係る自己負担額を助成	1回の生殖補助医療が終了した日から1年以内

○ すべての助成について次の費用は対象外となります

食事療養標準負担額、個室使用料、文書料

○ 以下の金額を除いた金額が自己負担額となります。

・ 加入する健康保険等による附加給付、高額療養費